

「平成25年経済産業省告示第164号（平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を改正する告示）」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）」の一部改正案について

平成26年2月19日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 現状及び改正の経緯

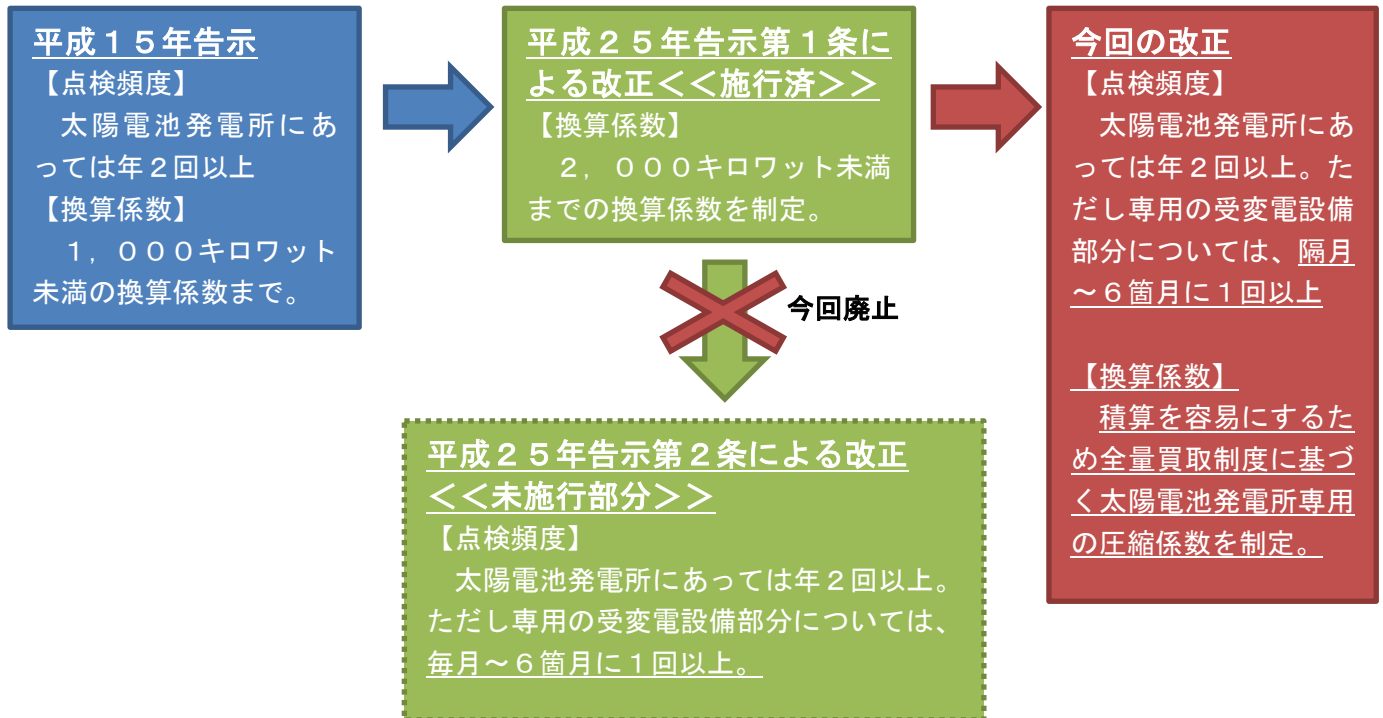
電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、その保安の監督をさせるため、設備の種類に応じて主任技術者を選任（太陽電池発電設備については電気主任技術者を選任）することが義務付けられている。一方、規則第52条第2項の規定により、自家用電気工作物であって高圧で連系する出力2,000キロワット未満までの太陽電池発電所等については、一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所管の産業保安監督部長）の承認を受けたときには、電気主任技術者を選任しないこととすることができる（外部委託制度）。その際、当該承認要件として、平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示。以下「平成15年告示」という。）において、設備に応じて規定する頻度で点検を行うことを求めている。

先般、政府は、太陽電池発電所用の受変電設備の点検頻度について、当該設備と相当規模を有する需要設備の受変電設備の調査から、適切な点検頻度の在り方を平成25年中に検討し、検討結果を得次第措置する旨、閣議決定している（「規制改革会議実施計画」（平成25年6月14日））。

これを受け実施した太陽電池発電設備の安全性確認調査の結果を基に、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（平成25年12月17日）において審議した結果、太陽電池発電所用の受変電設備の点検頻度については、需要設備と太陽電池発電設備のリスクの差等を考慮した上で、下記2.に定める改正を行うことが妥当とされたことから、平成25年経済産業省告示第164号（平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を改正する告示。以下「平成25年告示」という。）及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号。以下「内規」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

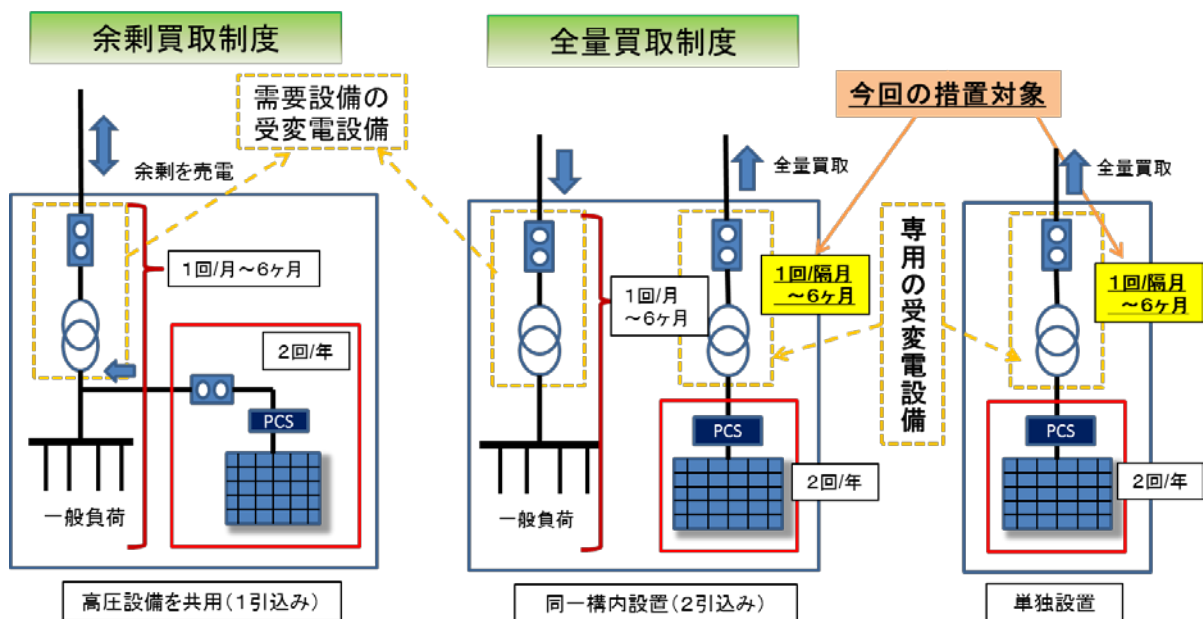
(1) 改正イメージ



(2) 太陽電池発電設備に係る点検頻度の改正【平成25年告示第2条及び内規の改正】

電気主任技術者の外部委託に係る承認要件である点検頻度については、設備の特徴、設置形態、使用実績等、リスクを考慮して定めている。

平成24年7月に再生可能エネルギー電気的全量買取制度が導入された。これまでの再生可能エネルギー電気の余剰買取制度下での設備形態においては、受変電設備は需要設備の受変電設備と共有されるが、全量買取制度下での設備形態については、余剰買取制度下での設備形態と異なり専用の受変電設備を有することとなる（下図参照）。



このため、全量買取制度下で使用される専用の受変電設備に係る保安管理のための点検の頻度を決定することが必要となったものであり、全量買取制度下及び余剰買取制度下のいずれにおいても、使用される機器等は同等なものであり、設備上には双方のリスクに有意な差が認められないことか

ら、点検頻度は同等とすることが適正かつ公平であるとの考えにより、全量買取制度下での設備形態における専用の受変電設備については、需要設備の受変電設備と同等の点検頻度に設定したところ（平成25年告示第2条。平成26年4月1日施行予定。）である。

今回、先般の閣議決定を受けて、太陽電池発電所と需要設備の受変電設備について、これまでの点検の有効性を踏まえた上で、設備の設置環境や使用状況の違いについて、実験結果等を含めて、感電・火災・波及事故に係るリスクを詳細に分析・評価した。その結果、太陽電池発電所の受変電設備は需要設備の受変電設備に比べて、総合的にみると僅かではあるがリスクが小さいものとの結論が得られたため、太陽電池発電所の受変電設備に係る6箇月毎未満の点検頻度は、施設条件に応じて、下記の表のとおり平成25年告示第2条（未施行部分）による改正内容より緩和することとする。

（表1：点検周期の変更表）

受変電設備の要件(※1)	点検周期			
	現行規定	平成25年告示が施行された場合(※2)	今回の改正後	
			緩和段階①	緩和段階②
64kVA未満で信頼性が高いと認められる設備	6箇月	6箇月	6箇月 (最低頻度)	6箇月 (最低頻度)
64kVA未満の設備又は100kVA未満で信頼性が高いと認められる設備		3箇月	4箇月	5箇月
信頼性が高いと認められる設備		2箇月	3箇月	4箇月
上記以外		1箇月	2箇月	3箇月

※1 各欄に掲げる「信頼性が高いと認められる設備」は、それぞれ現行の平成15年告示第4条第6号から第10号までに記載されている設備に準ずるもの（今回の平成25年告示第2条の改正により規定する）。

※2 今回の改正により、この欄の規定は（1）に記載のとおり、適用されないこととなる。

※3 これらの監視制御方式は、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条に定める各項目に準ずる方式（今回の内規改正により規定する）。

（3）保安全管理業務従事者に係る圧縮係数の見直し【平成25年告示第2条の改正】

外部委託については、不特定多数の事業者と契約を結ぶことが可能であるため、保安全管理業務に携わる者の業務量が過大になり、各事業場における保安全管理が疎かになりかねないことから、業務量の上限を管理すべく、保安全管理の対象設備の規模に応じ、当該保安全管理業務の量を点数化したものを「換算係数」とし、当該保安全管理業務に携わる者一人当たりの合計点数の上限を平成15年告示において定めている。当該「換算係数」には、その保安全管理のための点検の頻度等に応じて乗ずる「圧縮係数」が設定されたが、今般の全量買取制度に基づく太陽電池発電設備の点検の頻度の見直しに伴い当該「圧縮係数」について、下記のとおり見直すこととする。

(表2：点検頻度と圧縮係数の対応表)

太陽電池発電設備専用の受変電設備の点検頻度	圧縮係数
隔月毎以上	0.36
3箇月毎以上	0.33
4箇月(5箇月含む)毎以上	0.32
6箇月毎以上	0.31

上記「圧縮係数」を用いて太陽電池発電設備全体(パネル、パワコン等含む)の点数を算出する例を下記に示す。

(例) 全量買取制度に基づく出力500キロワットの太陽電池発電設備を隔月点検で受託する場合

$$\rightarrow 0.6 \text{ (換算係数)} \times 0.36 \text{ (圧縮係数)} = 0.216$$

告示第249号第3条表中
「発電所」の項目における
「出力300キロワット以上
600キロワット未満」の換算係数

上記表中、
「隔月毎以上」の圧縮係数

(4) 経過措置について【平成25年告示附則の改正】

上記(2)及び(3)の改正規定については、公布日から平成27年3月31日までは周知期間として、平成27年4月1日から適用するものとし、それまでの間は現行のとおり(平成25年告示第2条の施行前。上記の表1の「現行規定」の欄に記載された点検頻度等。)とする。

3. 今後のスケジュール

平成26年3月下旬 公布(予定)

平成27年4月1日 施行(予定)